

(様式2)

平成24年12月

京丹後市

「京丹後市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める
条例（仮称）」案の概要について

1. 条例制定等の背景等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）が改正されました。

これまで国の政省で全国一律に定められていたバリアフリー法に基づく道路の構造の基準について、地方分権改革の観点から、省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることになりました。

2. 条例制定の対象

対象となる道路は、京丹後市が管理する市道です。（国道、府道は対象外です。）

3. 条例制定の基本的な考え方

高齢者や障害者をはじめとして、全ての人々が安心して快適に生活することができるまちづくりを実現するため、国の基準を基本としながら京都府福祉のまちづくり条例で定める基準に沿った、より安全を確保した内容と考えています。

4. 制定する条例の主な内容

ア. 歩道等の通行の安全について

(1) 排水施設の溝蓋等の構造基準（京丹後市案）

歩道等の排水施設の溝蓋は、車椅子のキャスターやつえが落ち込まない構造とします。

(2) 省令（国の基準）

- ・溝蓋等の構造の基準について、特に定めはありません。

(3) 現行制度と背景

- ・車椅子利用者やつえを使用される方の通行を確保するためには、歩道に設置する側溝等の蓋の構造に配慮が必要です。

(4) 整備のイメージ

整備前



整備後



イ. 便所の円滑な利用について

- (1) 高齢者、障害者等の安全・円滑な利用に適した構造を有する便房がある便所（以下「バリアフリースイレ」といいます。）の構造の基準（京丹後市案）

- ・ バリアフリースイレの戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合は、外開き戸）とします。
- ・ バリアフリースイレの洗面器又は手洗い器の内一つ以上は、操作が容易な方式の水栓を設置します。

- (2) 省令（国の基準（参酌基準））

- ・ 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
*洗面器又は手洗い器の水栓の方式については規定なし。

- (3) 現行制度と背景

- ・ 高齢者、障害者等が便所を利用する場合、安全・円滑な利用を確保する必要があります。

- (4) 整備のイメージ

- ・ トイレの戸



引き戸

手洗器



レバー式



光感知式（センサー式）

ウ. 立体横断施設等のエレベーターの安全・円滑な利用の確保について

(1) 立体横断施設や駐車場に設けるエレベーターの構造の基準（京丹後市案）

- ・エレベーターのかご内の手すりは、2以上の壁に設置します。
- ・エレベーターの扉は、利用者を感知して戸の閉鎖を自動的に制止できる構造とします。

(2) 省令（国の基準（参酌基準））

- ・かご内に手すりを設けること。
- ※手すりの数及び戸の閉鎖を自動的に制止できる構造については規定なし。

(3) 現行制度と背景

- ・高齢者、障害者等がエレベーターを使用する場合、安全・円滑な利用を確保する必要があります。

(4) 整備のイメージ

2以上の壁に
手すり



戸の開閉を自動的に
静止できる構造